歯学倫理審查委員会

	氏	名	所属(専門)	性別	備考
委員長	志茂	剛	歯学部教授(組織再建口腔外科学)	男	第 3 条第 1 項(1)委員
委員	高橋	伸彦	歯学部教授(内科学)	男	
	三浦	宏子	歯学部教授(保健衛生学)	女	
	谷村	明彦	歯学部教授(薬理学)	男	
	森	真理	歯学部講師(高度先進保存学)	女	
	姫嶋	瑞穂	薬学部講師(法学)	女	第3条第1項(2)委員
	木村	司郎	一般	男	第3条第1項(3)委員

以上7名(任期:令和6年4月1日~令和7年3月31日)

参考: 歯学倫理審査委員会内規(抜粋)

(組織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員により5名以上で組織するものとする。
 - (1) 自然科学 (医学・医療の専門家等) の有識者若干名
 - (2) 人文・社会科学(倫理学・法律学の専門家等)の有識者1名以上
 - (3) 一般の立場を代表する者1名以上
 - (4) その他、部局長が特に必要と認めた者
- 2 委員会は男女両性で組織し、部局外の委員複数名を含まなければならない。
- 3 委員の委嘱は、教授会の議を経て、学部長が行う。
- 4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合はこれを補充し、当該委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第4条 委員会に、委員の互選による委員長を置く。
- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ第3条第1項第2号又は第3 号の委員の内、少なくとも1名の出席がなければ開くことができない。